

令和6年度

# 入園のしおり



# 入園のしおり



## 《所在地・名称・電話》

東京都青梅市小曾木 4 丁目2227-1

社会福祉法人小曾木福祉会 おそき保育園

電話 0428-74-5315 FAX 0428-74-5359

## 《保育理念》

生きる力を育てる = 体験して感じて考える =

## 《保育方針》

\*ひとりひとりを大切にした自主性を育む保育

\*豊かな自然環境を生かした食農保育

\*家庭や地域との交流を通し心豊かな子どもを育てる保育

\*さまざまなものに接して感性を広げていく保育

\*絵本やお話を通して聴く力と想像力を育てる保育

## 《保育目標》

1 みんな仲良くしよう。 (やさしいこ)

2 好き嫌いせず丈夫な身体をつくろう。(げんきなこ)

3 自分のことは自分でしよう。(がんばるこ)

以上の3項目を柱とし、年齢別発達段階に応じ、のびのびとした環境の中で  
幼児期の基本的な生活習慣を身につける。

## 《クラス名・クラスカラー》

5 歳児 (あさがお組・青色)

4 歳児 (たんぽぽ組・黄色)

3 歳児 (もも組・桃色)

2 歳児 (ちゅうりっぷ組・赤色)

1 歳児 (すみれ組・緑色)

0 歳児 (れんげ組・黄緑色)

## 《保育時間》

午前7時15分から午後6時15分までの保育を行っています。

(短時間保育は、午前8時30分から午後4時30分)

尚、延長保育として午後7時15分までの保育も行っていきます。

## 《送迎》

◎徒歩、車での送迎は保護者の責任により事故のないようお願いいたします。

また車を降りる時は必ずエンジンを切り、鍵や貴重品を持参してください。

◎日頃送迎している人が代わる場合や時間に変更になる場合は必ず連絡帳もしくは電話で予めご連絡ください。

◎門は防犯のため施錠されています。インターホンでクラスと名前を伝えてください。聞き取れない場合には再度確認をさせていただくこともあります。また、インターホンの接続が悪く声が聞こえないこともあります。画面にてお顔等確認できましたら、解錠させていただきます。ご了承ください。

◎お帰りの際は必ず大人の方がロック解除ボタンを押してください。

◎駐車場内では必ずお子さんと手をつなぎ、歩行者通路を歩いてください。

◎バス利用について

おそき保育園では送迎バスの運行を行っています。バス乗車場所についてはご相談ください。

\*利用料金 月額 1人 2,500円 片道 1,500円

※日割りでの計算はしていませんのでご了承ください。

\*納付機関 西東京農業協同組合 小曾木支店 本店 各支店

\*納付期限 毎月26日

\*提出書類 送迎バス利用申込書 口座振替依頼書

※バス利用を検討している方はご相談ください。

\*確認事項

・利用者の方には時刻表をお渡しします。

バス時間については道路状況等により前後することが考えられます。遅れないように指定場所までお越しください。

・バス停まで保護者の方が必ずついて送迎し、バスが来ても飛び出さないようお子さんの手を離さずにいてください。またバスの前後の横断はせず、バスが到着するまでの間、安全確認に十分心がけてください。

・当日バスに乗らない時(お休みや乗車時間に間に合わない時)は保育園または園バス携帯<080-1297-4861>に連絡をお願いします。

・園バス乗車の際の伝言はご遠慮いただき、連絡ノート又は保育園に電話で連絡をお願いいたします。

\*安全対策

おそき保育園のバス運行に際しましては、マニュアルを作成し、どの職員が添乗しても対応ができるようにしています。バス添乗においては携帯電話・無線を持参し、どのような場合でも外部(保育園・乗車児保護者)との連絡が取れるようにしています。また保育園到着時は、名簿でのチェックはもちろん無線で降りる人数を伝え、迎えに出る職員もチェックするというダブルでのチェックもしております。さらに、最後には運転手によるバス内の点検も行っています。園児の見落としなどが無いように複数人でのチェックを行っていますので、ご安心ください。最終的に添乗した職員は子どもたちを各クラスへ送り担任と出欠席の確認も行っています。



## 《その他》

- ◎おそき保育園ではキッズビューアプリを使い保護者への連絡等を行っています。保育園からは、日頃の保育の様子を配信、緊急時の連絡にも利用しています。保護者の皆様からは欠席の連絡やアンケートへの回答などに利用していただけますので、インストールをお願いします。
- ◎欠席の場合は、その理由を午前9時頃までにキッズビュー(保護者向けアプリ)、電話で必ず園へ連絡してください。連絡がない場合には確認の電話をさせていただきますことをご了承ください。またお仕事がお休みの場合や外出の際には必ず連絡先を知らせておいてください。(緊急時の際に連絡が取れるようにお知らせください。)
- ◎保護者の方の連絡が取れない場合(外出などで携帯が繋がらない場合)には、お迎えに来てもらえる方を考えていただき、当日その旨お知らせください。
- ◎送迎は基本、保護者の方をお願いします。他の方が来る場合には事前にお知らせください。また、ご兄弟などがお迎えの際には、中学生以上の兄弟でお願いします。その際も、事前にお知らせいただき、暗くなる前のお迎えにしてください。
- ◎住所・勤務先に変更があった際は市役所と保育園へ報告してください。(変更届は保育園事務所にもありますのでお声掛けください。)
- ◎必要な保育時間を変更する場合は保育園へお知らせください。
- ◎所持品には必ず名前を書き、必要のない金銭やおもちゃ、お菓子類は持参せず食べながらの登園も避けてください。
- ◎通園かばんの中は毎日目を通していただき、ノートや配布物の確認を必ずしてください。
- ◎当園では文化的なもの以外のお子さまのピアス、タトゥーなどは控えていただくようお願いしています。

## 《避難場所》

- ・第一避難場所 保育園園庭または保護者駐車場
- ・第二避難場所 青梅市立第六中学校



## 《保健衛生》

- ◎健康状態を毎日確認していただき、いつもと違うと感じた時はできるだけ早めに休養させ健康回復に努めてください。また、乳幼児が集団生活を送る場所なので、集団発生や流行を最小限にできるよう症状が治ってからの登園をお願いします。
- ◎持病やアレルギー、癖のあるお子さんは前もってお知らせください。
- ◎朝食をきちんと食べ、洗顔、歯磨き、登園前の排便を習慣づけましょう。降園後の持ち物の整理、手洗い、うがいなども習慣づくよう心掛けてください。また、通園バックなど常に清潔にしてください。
- ◎夜、乳児は8時、幼児は9時までには寝られるようにし睡眠を十分にとりましょう。

### \*予防接種について\*

◎予防接種の通知が届きましたら早めに接種しましょう。また、入園後予防接種を受けた後は、その都度お知らせください。予防接種を受けた後は過激な運動を避ける必要があります。そのため登園前ではなく降園後の接種をお願いします。翌日登園する際は、お子さんの様子を観察していただき、異常な腫れ、じんましん等の副反応がないことを確認してから登園してください。

### \*発熱・体調不良・ケガについて\*

◎登園時、発熱している場合はお預かりできません。登園してから発熱した場合は個人差を考慮しつつ連絡させていただきます。また、発熱以外(咳・倦怠感・下痢・嘔吐・他)の症状がみられた場合も連絡させていただきます。お迎えが必要な場合に来られる方を決めておいてください。

◎排尿・排便・吐物・血液等が付着した衣服・シーツは感染防止のため洗わずにお返しいたします。ご家庭で消毒・お洗濯をお願いします。

◎保育中にケガ(擦り傷・切り傷等)をした場合は傷口を水道水で洗います。止血し必要に応じてガーゼ・絆創膏を貼らせていただきます。消毒液については傷口を刺激し、かえって傷を悪化させてしまうことがあります。また、消毒液等お薬に対してのアレルギーのお子さんもいますので消毒液の使用は控えさせていただきます。

### \*保育園での内服について\*

◎保育園での内服・点眼・吸入・軟膏等は緊急時やむを得ない場合のみにさせていただきます。

◎医者にかかる際は保育園に通っていることを伝え、1日2回(朝・夕)にしてもらえようお願いします。また、1日3回(朝・昼・夕)のお薬が処方された場合は、朝・降園後・寝る前に内服するようお願いします。(慢性疾患があり診断書がある場合はご相談ください。)

◎リップクリーム・ハンドクリームについては、お友だちと一緒に付け合ってしまうと感染症等の拡大になりますので保育園には持ってこないようお願いします。

◎虫よけ剤については、子どもが吸い込んでしまったり、子どもには良くないと言われている成分が入っていたり、大勢のお子さんが持ってくると間違ってしまうことを防ぐため個人用としてお預かりすることができません。

◎気管支拡張剤のテープ、虫よけテープも小さいお子さんの誤飲を防ぐため、身体や衣服に貼って登園しないようお願いします。気管支拡張剤を貼ってないと症状が悪化する状態であればお家で様子を見てください。

### \*保育園での対応として\*

◎日焼け止め、虫よけが必要なお子さんは登園前に付けてきてください。

虫よけについて・・・裏山のアスレチックや畑作業をする場合、必要に応じて保育園で用意した虫よけをつけていきます。

**\*保育園で病院へ連れて行く時のお願い\***

◎急な体調不良または怪我などにより病院受診が必要な場合があります。病院受診の際、保護者の方が一緒にないと受診できない病院もあります。病院にかかる際は連絡をさせていただきますのでご承知おきください。

**\*健診・身体測定について\***

- ◎内科健診 小曾木診療所 花輪医師  
全園児・・・4月、10月  
0歳児検診・・・毎月
- ◎歯科検診 関口歯科 関口歯科医師  
全園児・・・5月
- ◎身体測定・・・毎月  
日程は園だより等でお知らせします。



**\*発達チェックについて\***

◎年に3～4回青梅市で実施している巡回指導員の先生が発達チェックにきてくれます。ご家庭で心配なことがある場合は担任までお伝えください。

**\*お昼寝について\***

◎おそき保育園ではお昼寝中、保育士が見守り、定期的に、体位・呼吸・顔色・毛布やタオルが顔に掛かっていないか等確認しています。また1歳の誕生日がくるまでのお子さんについてはセンサーも使いモニタリングしています。呼吸や体動が異常に低下した時には音とランプで知らせてくれます。

**\*感染症について\***

◎保育園では集団生活のため感染症が流行しやすくなっています。感染症にかかった場合、治癒証明書・登園届が必要な病気があります。(治癒証明書・登園届は次ページ参照してください。)

**\*夏の水あそび・プールあそびについて\***

◎暑くなると水あそび・プールあそびが始まります。

- ・0歳児から2歳児クラスは、プールではなく、タライや乳児用プールを使用しての水あそびを行います。
- ・3歳児クラスは、プールあそびを行いますが、小さいプールであそびます。
- ・4歳児・5歳児クラスは、大きいプールでのプールあそびになります。

※年齢問わず衛生面からオムツ(紙パンツ)の外れていないおさんはプールの中には入らずにあそびますのでご了承ください。



《保護者の方のご記入をお願いいたします》

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

Table with 3 columns: 感染症名, 感染しやすい期間, 登園のめやす. Rows include: 新型コロナウイルス感染症, インフルエンザ, マイコプラズマ肺炎, 手足口病, 伝染性膿痂疹(とびひ), 溶連菌感染症, ウイルス性胃腸炎(ノロ, ロタ, アデノウイルス等), RSウイルス感染症, 流行性角結膜炎.

.....きりとり.....

登園届(保護者記入)

おそき保育園園長殿

園児名

年 月 日 医療機関名「 」において

病 名「 」と診断されましたが、

病状が回復し 年 月 日より集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印またはサイン

# 保 育 園 登 園 基 準

病名	登園届の有・無	登園の目安	潜伏期間	感染期間	症状
はしか (麻疹)	医師許可証	解熱後3日を経過してから	10日～12日	症状(発熱・咳)が出現する1日前から発疹出現後4～5日	発熱・発疹・風邪症状
三日はしか (風疹)	医師許可証	発疹が消失してから	2～3週間	発疹出現数日前～後5～7日	発熱と同時に発疹、リンパ節腫脹
水ぼうそう (水痘)	医師許可証	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)してから	14日～16日	水疱出現前1日～後6日	腹部、背中から全身に広がる丘疹が水疱、痂皮(かさぶた)へと変化する
おたふく(流行性耳下腺炎)	医師許可証	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから	2～3週間	発症数日前～症状消退まで	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹、発熱
結核	医師許可証	感染のおそれがなくなっているから	1か月～数年		咳、発熱、全身倦怠感
百日咳	医師許可証	特有の咳が消失してから。または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了してから	6～15日	発症後約3週間(治療で短縮)	最初風邪のような咳、その後発作性の咳込みを反復
O-157、O26、O111(腸管出血性大腸菌)	医師許可証	症状が治まり、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便で菌陰性が確認されたもの	2～14日	多くは数日内	水溶性下痢、血便、腹痛、発熱
インフルエンザ	保護者登園届	発症した次の日から5日経過し、かつ解熱した後3日経過してから	1～2日	発症後約3日は感染力が強い	発熱、全身倦怠、関節痛、筋肉痛、咽頭痛、咳、鼻汁
マイコプラズマ肺炎	保護者登園届	発熱や激しい咳が治まっていること	2～3週間	2週間前後	頑固で長期にわたる咳、発熱
手足口病	保護者登園届	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	3～5日	急性期(ウイルス排出は2～4週間)	手足口に丘疹、水疱、口腔疹、口内痛
とび(伝染性膿痂疹)	保護者登園届	皮疹面が乾燥してから	2～10日	水疱、ひらん面がある間	皮膚に水泡ができ、破れてひらん面をつくる
溶連菌感染症	保護者登園届	抗菌薬内服後24時間以上経過していること	2～4日	咽頭に溶連菌が存在する間	発熱、咽頭痛、いちご舌、全身の発疹
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	保護者登園届	下痢、嘔吐等の症状が治まり、普段の食事がとれること	1～数日	症状のある間と、症状消失後1週間(数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	下痢、嘔吐、腹痛、発熱
RSウイルス感染症	保護者登園届	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	4日～6日	呼吸器症状がある間	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難、肺炎のため入院になることもある
はやり目(流行性角結膜炎)	保護者登園届	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから	2～14日	充血、目やに等の症状が出現した数日間 発症後約2週間	眼球の充血、眼瞼浮腫、眼脂
他の病気と症状		登園の目安	潜伏期間	感染期間	症状
プール熱(咽頭結膜熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで	5～7日	発症数日前～後約5日	発熱、咽頭痛、眼球充血、眼脂

りんご病（伝染性紅斑）		紅斑出現時は元気がよければ	10～20日	感染後1週間～10日（紅斑出現時にはほとんど感染しない）	風邪症状の1週間後、両頬の紅斑 四肢、体幹にも広がることあり
ヘルパンギーナ		主な症状が消失し、全身状態のよければ	2～4日	発症前日～数日が感染力が強い	発熱、咽頭痛、咽頭に水泡
水いぼ（伝染性軟属腫）		合併症がなければ（化膿したりかゆみが強い時は治療すること）	2週間～6か月		粟粒大から小豆大の小さいいぼ
突発性発疹		解熱後機嫌がよく発疹が薄くなってくれば登園可能			発熱が2～4日続き、解熱後に発疹
頭しらみ		駆除に努めながら登園可能		成虫がいるとき	頭髮に虫卵が付着、頭のかゆみ
帯状疱疹（ヘルペス）		すべての発疹が痂痂化（かさぶた）してから		水泡を形成している間	丘疹、水泡形成
中耳炎		熱や耳の痛みがない 耳垂れが出ていないこと			耳痛、耳垂れ、鼻水
発熱		<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に解熱剤を使用していない</li> <li>・解熱後24時間以上経過していること</li> <li>・元気・機嫌がよく、朝食、水分が取れる</li> </ul>	<p><b>*登園の目安です。</b></p> <p><b>医師の診察・診断を受けていただき、お子さんの体調・機嫌が良くなってからの登園をお願いします。</b></p>		
下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下痢止め・整腸剤を内服していない</li> <li>・水様便・軟便がなく普通便が出ている</li> <li>・食事や水分を取っても下痢・軟便が出ない</li> <li>・発熱していない</li> <li>・機嫌、顔色がよく元気がある</li> <li>・脱水症状がない（尿が少ない、粘膜が乾いてる、目がくぼんでる、皮膚の弾力が少ない）</li> </ul>				
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吐き気止めの内服をしていない</li> <li>・水分・食事が普段通りにとれる</li> <li>・発熱していない</li> <li>・機嫌、顔色がよく元気がある</li> </ul>				
咳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気管支拡張剤のテープを使用していない</li> <li>・ゼイゼイしたり呼吸困難・咳込みがない</li> <li>・発熱していない</li> <li>・水分もとれ食欲がある</li> <li>・機嫌、顔色がよく元気があり夜間眠れてる</li> </ul>				

## 《保育園の一日》

### \* 0・1・2歳児クラス \*

7:15 開所  
合同保育(にじの部屋)  
(異年齢のお友だちと一緒に  
あそびます。)  
順次各クラスへ  
個別あそび  
(一人ひとり好きなあそびをじっくりとあそびます)  
おやつ(個々に対応)  
(午前のおやつは飲み物になります)

9:30以降 戸外あそび・散歩  
(園庭、中庭、裏庭あそび、アスレチック、散歩など体  
を動かして過ごします)

11:00～11:30 入室  
食事  
(年齢によって入室時間・食事時間に差があります。0歳児  
は月齢・個人差でも時間が違います。)

午睡  
(時間は年齢・月齢などによって差があります。)

目覚め  
14:30以降 おやつ  
帰りの支度

15:30 降園開始  
個別あそび

16:30 合同保育  
(基本的に17:15までは乳児  
クラス合同で過ごします)

17:15 にじの部屋へ  
18:15 11時間保育終了  
延長保育始まり  
19:15 延長保育終了

### \* 3・4・5歳児クラス \*

7:15 開所  
合同保育(にじの部屋)  
(異年齢のお友だちと一緒に  
あそびます)  
順次各クラスへ  
朝の支度  
個別あそび  
(一人ひとり好きなあそびをじっくりとあそびます)

10:00以降 戸外あそび・散歩  
(園庭あそび、アスレチック・公園や神社、山など散歩  
など体を動かして過ごします)

11:30～12:00 入室・食事準備  
食事  
(年齢によって入室時間・食事時間に差があります。)

午睡  
(ホールで午睡します。個々に午睡の必要性・時間は  
違いますので個別に対応していきます。)

目覚め  
15:00 おやつ  
帰りの支度  
お話しなど

15:30 降園開始  
個別あそび

16:30 合同保育  
(にじの部屋)

18:15 11時間保育終了  
延長保育始まり  
19:15 延長保育終了

※クラスによって、季節によって、時間が変わる場合がありますので、担任にお尋ねください。

# 準備していただくもの

## 《服装他》

- ◎一年間を通して薄着の習慣づけを心がけています。気温の差で調節でき、着脱しやすい活動的な服装で登園してください。(つりズボン・タイツ・後ろあきの服・ベルトなどは避けてください。)
- ◎フード付きやひもで調節する洋服、またチュニックやフリルの多いスカートは遊具などに引っかかりやすく危険ですので避けるようお願いします。
- ◎下着、靴下を含むすべての物に名前を書いてください。名前が見えにくくなったものは書き直しをお願いします。いただいた洋服などは名前の書き直しをお願いします。

## れんげ組・すみれ組・ちゅうりっぷ組

### \*\*\* 毎日の持ち物 \*\*\*

通園バッグに入れて毎日 持ってくるわん。		連絡ノート (あゆみ)	コップ コップ袋
			

### \*\*\* 園に置いておくもの 個人のロッカーに入れておきます \*\*\*

着替え 季節に合わせて3組くらい	ビニル袋2~3枚 汚れ物を入れて持ち帰ります	おむつ・紙パンツ 手ぶら登園に登録している方はいりません
		 1枚ずつ 名前を書いて ください

### \*\*\* 月曜日持参し金曜日に持ち帰るもの \*\*\*

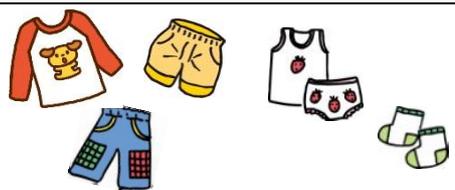
ベッドシートと上掛け 季節に合わせた上掛けを用意してください	カラー帽子	運動靴(保育園用) 避難する際にも使用します
	0歳児クラスは指定の帽子はありません (お子さんのサイズの帽子をご用意ください) 	 かかとに紐 があると履 きやすいで す  汚れたりサ イズが小さ くなった時 に持ち帰 ります
 ベッドシートと上掛け が入る袋	 ちゅうりっぷ組は 紐をつけてくだ さい	

## もも組・たんぽぽ組・あさがお組

### \*\*\* 毎日の持ち物 \*\*\*

来て来たわ。通園バッグリュックに入	 <p>胸前に止める固定ベルトがあるもの</p> 	連絡ノート シールノート(5歳児)	コップ コップ袋	手持ちバック
				

### \*\*\* 園に置いておくもの 個人のロッカーに入れておきます \*\*\*

着替え 季節に合わせて3組くらい	ビニル袋2~3枚 汚れ物を入れて持ち帰ります		
			

### \*\*\* 月曜日持参し金曜日に持ち帰るもの \*\*\*

ベッドシーツと上掛け 季節に合わせた上掛けを用意してください	カラー帽子	上履き 上履き袋	運動靴 (園用置き靴)
			 <p>持ち帰り・サイズ変更については個々に声を掛けさせていただきます また、保護者の方がテラス側の靴箱よりご確認頂いても構いません</p>
ベッドシーツと上掛けが入る袋	3クラスとも紐をつけてきてください		
			

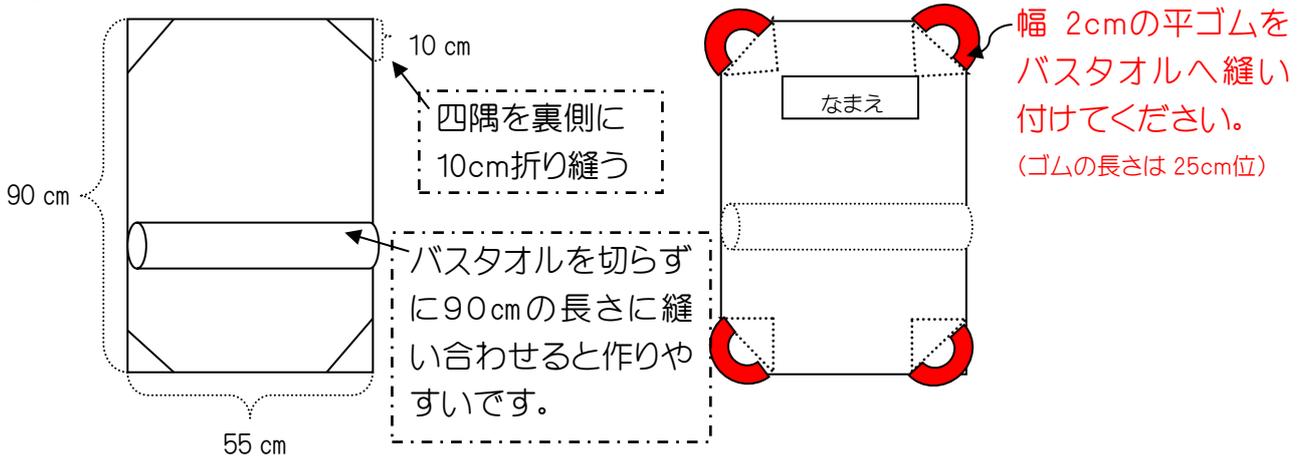


## ベッドシーツ準備について

- ◎午睡には全クラスベッドを使用します。
- ◎ベッド用シーツ・上掛け(季節によって)などは個々で用意をお願いします。
- ◎名前を大きく付けてください。

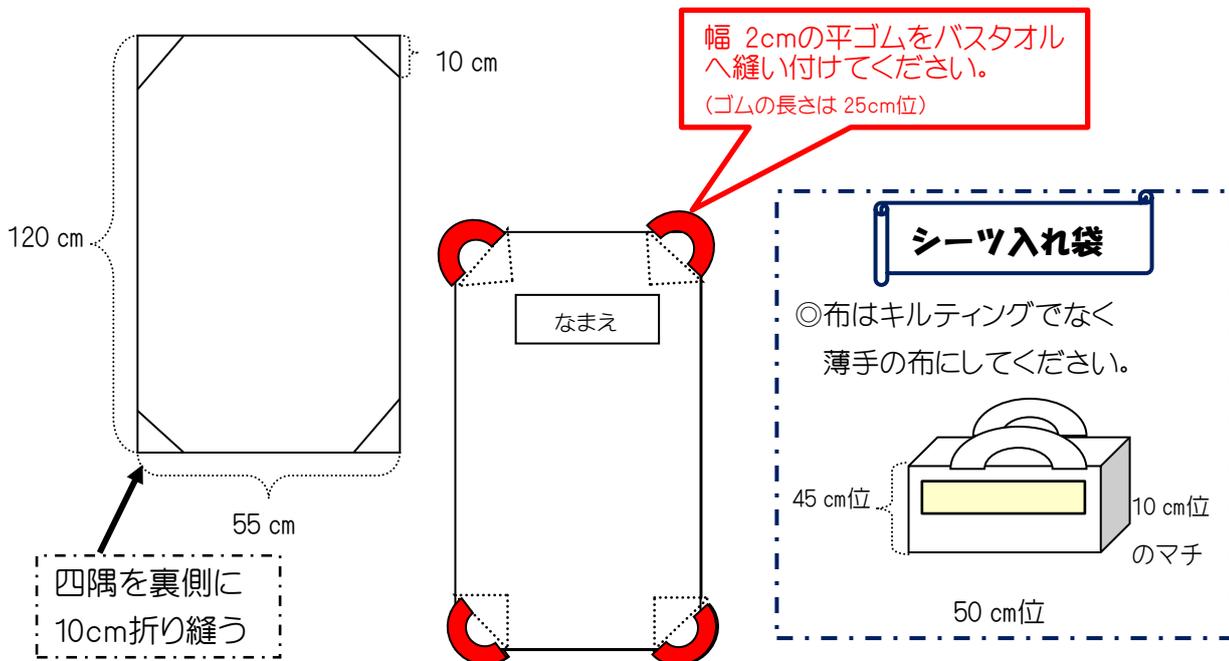
### れんげ組・すみれ組のベッドシーツサイズ

<サイズ たて90cm・よこ55cm>



### ちゅうりっぷ組・もも組・たんぽぽ組・あさがお組のベッドシーツサイズ

<サイズ たて120cm・よこ55cm>



※シーツのゴム部分が伸びてしまうことがあります。持ち帰った際に確認して頂き、伸びていたら取りかえて下さい。



# 社会福祉法人小曾木福祉会おそき保育園運営規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 社会福祉法人小曾木福祉会が経営するおそき保育園(以下「本園」という。)は、児童福祉法(以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法(以下「子育て法」という。)、**「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」**並びに青梅市**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準**を定める条例に基づいて保育認定子ども(以下「入所児」という。)の保育を行うことを目的とし、運営に必要な事項を定めるものとする。

### (運営方針)

第2条 本園は、法に基づき以下の方針のもと入所児の保育に万全を期すものとする。

- (1) 本園の定める保育理念に基づいた保育を行う。
- (2) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、家庭を離れる時間の長い入所児に、温かい家庭的な保育を行う。
- (3) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って保育を提供し、入所児の無限の可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。
- (4) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (5) 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。

### (名称)

第3条 本園は、おそき保育園と称する。

### (所在地)

第4条 本園を東京都青梅市小曾木4丁目2227番1に置く。

## 第2章 職員及び職務

### (職員の職種及び員数)

第5条 本園に次の職員を置く。ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 園長     | 1名  |
| (2) 主任保育士  | 1名  |
| (3) 副主任保育士 | 1名  |
| (4) 保育士    | 12名 |
| (5) 栄養士    | 2名  |
| (6) 調理員    | 1名  |
| (7) 用務員    | 1名  |
| (8) 看護師    | 1名  |
| (9) 嘱託医    | 1名  |
| (10) 歯科嘱託医 | 1名  |

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

#### (職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第6条に該当するもののうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、法第18条の4に規定する保育士であることを要する。

#### (職務)

第7条 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3 副主任保育士は、主任を補佐しその業務を分担する。

4 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

5 栄養士は、給食業務に従事し総括を行う。

6 調理員は、給食業務に従事する。

7 用務員は、園内諸業務に従事する。

8 看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

9 嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

10 前第1項から第9項の他、次の業務を併せて行う職務分野別リーダー等を定めることができるものとする。

(1) 保育専門リーダーは、主任保育士及び副主任保育士を補佐し、保育の質の向上を推進する業務を行う。

(2) 乳児リーダーは、乳児保育を円滑に推進する業務を行う。

(3) 幼児リーダーは、幼児保育を円滑に推進する業務を行う。

(4) 障害児リーダーは、障害児保育に関する業務を行う。

(5) 防災安全リーダーは、防火管理者を補佐するとともに、防災防犯訓練等、防災防犯に関する業務を行う。

(6) 研修リーダーは、園内研修に関する業務を行う。

- (7) 食育アレルギーリーダーは、食育推進およびアレルギー対策に関する業務を行う。
- (8) 施設管理リーダーは、園舎等を点検し安全管理を推進する業務を行う。
- (9) 保健リーダーは、児童の健康管理等に関する業務を行う。
- (10) 事務リーダーは、事務の効率化等、事務改善を推進する業務を行う。
- (11) 第1号から第10号の他、必要に応じ園長が業務を追加できるものとする。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規程及びこれに付随する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

### 第3章 文 書

(文書の取扱)

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第10条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(記録の整備)

第11条 本園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、保存期間は別に定める。

### 第4章 定 員

(定員)

第12条 本園の利用定員は100名とし、その内訳はおおむね次のとおりとする。

表中の認定区分2号は子育て法第19条第1項第2号、3号は第19条第1項第3号の規定による。(以下同じ。)

認定区分	年齢区分	定 員
2号	4歳以上児	40名
	3歳児	20名
3号	1・2歳児	34名

	0 歳 児	6 名
--	-------	-----

(特別利用保育等)

第 13 条 前条にかかわらず、待機児童解消の為及び育児休業終了後の就業等の入所等の場合、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができるものとする。

2 連続する過去の2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上のときには、定員の見直しを行うものとする。

## 第5章 入 園

(事前説明)

第 14 条 青梅市保育の必要性の認定等に関する規則(以下「認定規則」という。)による入園を希望する保護者に対して、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応内容等の事前説明を行うものとする。

(入園)

第 15 条 認定規則による保育を必要とする乳児、幼児その他の児童のうち、本園に入園を希望する場合は、居住する区市町村(以下「区市町村」という。)指定の施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書に必要事項を記載し、区市町村長に申し込むものとする。

2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、青梅市が入園希望者全員にわたり青梅市保育の実施に関する規則に沿って利用調整を行い、入園する者を決定するものとする。

## 第6章 保 育 の 内 容

(平等の原則)

第 16 条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしない。

(保育の提供)

第 17 条 入所児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

2 保育所保育指針の8つの発達段階をふまえ、保育課程に基づき年齢別のクラスで園生活を送ることを基本とし、また、入所児一人ひとりの成長段階を踏まえた上で実際には養護と教育が一体となった保育を展開していくものとする。

(保育の提供時間)

第 18 条 本園の開所時間は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの 11 時間とする。ただし、保育短時間入所児については、以下の表のとおりとする。

認定区分	年齢区分	保育必要量	
		保育標準時間	保育短時間
2 号	4 歳以上児	午前 7 時 15 分から 午後 6 時 15 分まで	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
	3 歳児		
3 号	1・2 歳児		
	0 歳児		

(日課及び年間行事)

第 19 条 日課及び年間行事については別に定める。

(休日)

第 20 条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第 21 条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第 22 条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(延長保育)

第 23 条 延長保育事業として、保育短時間認定子どもにあっては午前 7 時 15 分から午前 8 時 30 分までの 1 時間 15 分及び午後 4 時 30 分を超えたときから午後 7 時 15 分までの 2 時間 45 分、保育標準時間認定子どもにあっては午後 6 時 15 分を超えたときから午後 7 時 15 分までの 1 時間の延長保育を実施する。

2 延長保育の費用は、第 26 条第 2 項に基づき徴収する。

(障がい児保育)

第 24 条 心身に障がいのある保育認定子どもで、本園で保育が可能な保育認定子どもの保育を行う。

2 心理相談員等の専門職による発達障がい児の早期発見と早期支援を行う保育所等訪問支援を受け、保護者及び担当職員へ助言を行い、適切な支援につな

げる。

- 3 本園に在籍する障がいのある保育認定子ども及び特別な配慮が必要な保育認定子どもに対して、個々の発達の特性に配慮する点など、保育認定子どもの支援に必要な助言を行うとともに、「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

(登降園)

第 25 条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

## 第 7 章 費 用

(費用)

第 26 条 保育料は区市町村の定めた額とする。

- 2 延長保育料は、保育標準時間認定子どもは午後 6 時 15 分を超えた時から午後 7 時 15 分まで 10 分ごとに 100 円を徴収する。なお、延長保育時間の午後 7 時 15 分を超えた場合は、10 分ごとに 200 円を徴収する。保育短時間認定子どもは保育標準時間内の延長保育料は徴収せず、午後 6 時 15 分を超えた場合は保育標準時間認定子どもと同様とする。
- 3 給食費（副食費）は、4,500 円とする。

## 第 8 章 保 育 に 係 る 留 意 事 項

(虐待等の禁止)

第 27 条 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
  - (2) 入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
  - (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入所児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 及び東京都児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例第 10 条及び同第 11 条の規定により、次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- (1) 入所児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為。
  - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
  - (3) 小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
  - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
  - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
  - (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない

いこと。

- (7) 乱暴な言葉かけや入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所児を無視すること。

3 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待防止法遵守)

第 28 条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(食事)

第 29 条 本園において入所児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によるものとする。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。
- 3 本園は、入所児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

(感染症対策)

第 30 条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針等を策定し、随見直すこと。
- (2) その他関係通知の遵守、徹底

(健康管理)

第 31 条 園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、0 歳児は月 1 回、その他入所児は年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員の検便は毎月これを実施するものとする。

(衛生管理)

第 32 条 本園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第 33 条 保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該入所児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 34 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

(相談及び援助)

第 35 条 本園は、常に入所児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所児又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 36 条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(業務の質の評価)

第 37 条 法第 39 条及び子育て法第 33 条第 5 項に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 第三者評価事業を 3 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(秘密の保持)

第 38 条 本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに

秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（財務諸表の公表）

第 39 条 本園に係る財務諸表等の公表については、関係法令及び本会経理規程によるものとする。

（苦情対応）

第 40 条 入所児又は入所児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について苦情申出者に報告する。
- 3 苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

## 第 9 章 非 常 災 害 対 策

（非常災害対策）

第 41 条 園長又は防火管理者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月 1 回は、これを行うものとする。

## 第 10 章 地 域 活 動 事 業 等

（地域子育て支援拠点事業）

第 42 条 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催等の相談機能に加えて、利用者支援機能、地域支援機能からなる地域子育て支援拠点事業を実施する。

（地域連携）

第 43 条 本園の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等、地域

との交流に努めなければならない。

(掲示)

第 44 条 本園は、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の玄関ホールに掲示する。

## 第 1 1 章 雑 則

(改正)

第 45 条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人小曾木福社会理事会の議決を経るものとする。

付 則

- 1 この規程は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 7 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条、第 23 条および第 26 条は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 社会福祉法人小曾木福社会おそき保育園規則は廃止する。
- 3 この規程の一部改正は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。ただし、第 7 条は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規定は令和元年 10 月 1 日から適用する。
- 5 この規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。